

◎1 割負担の方

1.利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209
	104,580円	153,700円	223,590円	246,770円	272,090円
2.介護保険から給付される金額	94,122円	138,330円	201,231円	222,093円	244,881円
3.サービス利用に係る自己負担額	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円
1.利用者の要介護度とサービス利用料金			要支援1	要支援2	
			3,450	6,972	
			34,500円	69,720円	
2.介護保険から給付される金額			31,050円	62,748円	
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)			3,450円	6,972円	

◎2 割負担の方

1.利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209
	104,580円	153,700円	223,590円	246,770円	272,090円
2.介護保険から給付される金額	83,664円	122,960円	178,872円	197,416円	217,672円
3.サービス利用に係る自己負担額	20,916円	30,740円	44,718円	49,354円	54,418円
1.利用者の要介護度とサービス利用料金			要支援1	要支援2	
			3,450	6,972	
			34,500円	69,720円	
2.うち、介護保険から給付される金額			27,600円	55,776円	
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)			6,900円	13,944円	

◎3 割負担の方

1.利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209
	104,580円	153,700円	223,590円	246,770円	272,090円
2.介護保険から給付される金額	73,206円	107,590円	156,513円	172,739円	190,463円
3.サービス利用に係る自己負担額	31,374円	46,110円	67,077円	74,031円	81,627円
1.利用者の要介護度とサービス利用料金			要支援1	要支援2	
			3,450	6,972	
			34,500円	69,720円	
2.うち、介護保険から給付される金額			24,150円	48,804円	
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)			10,350円	20,916円	

◎その他、利用者の状況により加算されるサービス

加算項目	内容	利用者負担額
初期加算	登録日から30日以内の期間、入院後の再利用も同様	30 単位/日
認知症加算	(Ⅲ) 日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）の場合。	(Ⅲ) 760 単位/月
	(Ⅳ) 要介護2に該当し、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）の場合。	(Ⅳ) 460単位/月
訪問体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置していること。 ・訪問サービスの提供回数が1月あたり200回以上であること。 	1,000単位/月
看護職員配置加算Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従の看護師を1名以上配置していること。 	900単位/月
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者の状況等において随時、計画を見直しているか。 ・計画の見直しを多職種が共同して行っているか。 ・日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加しているか。 	800単位/月
生産性向上推進体制加算Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること、データにより業務改善の取組みによる成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担（例：介護助手等の活用）の取組みを行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行なうこと。 	100単位/月
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（半島振興対策実施地域）に所在する事業所がサービス提供を行なった場合。	所定単位数の10%を加算 (限度額管理の対象外)
介護職員処遇改善加算Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行なう。 ・介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護処遇改善加算」に一本化を行なう。※一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 	
※令和6年6月より施行	(Ⅲ) 介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの1月の総単位数（介護度に応じた基本サービス費と各種加算）に13.4%を加算	